

日行連発第1607号
令和6年3月15日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

家系図作成業者等からの業務提携依頼について（注意喚起）

最近、家系図作成業者が、ダイレクトメール及びウェブサイト上において、戸籍（除籍謄本）の取得のみを行政書士に依頼するという業務提携を求めていることが確認されております。

職務上請求書は、行政書士業務である書類の作成に必要な場合にのみ使用することができるものであり、書類の作成を伴わず、戸籍謄本、住民票の写し等の取得のみを目的として使用することはできません。

また、平成22年12月20日の最高裁判所の行政書士法違反事件の判決において、観賞用又は記念用の家系図作成は、行政書士法第1条の2第1項にいう「事実証明に関する書類」には当たらず、行政書士業務には該当しないと判断されていることから、この場合においては、職務上請求書を使用して戸籍謄本等を請求することはできませんのでご留意ください。

本件については、日行連会員サイトでも周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員がこのような業者と業務提携して、職務上請求書を使用することがないように、指導・周知方よろしく願いいたします。

以上